

各位

全3ページ
登録速報(2018-032)
2017年12月20日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。

記

適用拡大登録月日：2017年12月20日

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号 第 23424 号

名 称 ルーチンFS

(バイエルクロップサイエンス(株)登録)

2. 適用病害虫の範囲又は使用方法の変更の内容

農薬登録申請書第7項「適用病害虫の範囲及び使用方法」中、次のとおり変更し、同項を別紙1のとおりとする。

- (1) 作物名「稲(箱育苗)」及び「湛水直播水稻」を作物名「稲」に変更し、希釈倍数の欄を削除する。
- (2) 作物名「稲」の使用方法を、① 塗沫処理(種子被覆剤を加用)(使用時期:は種前(浸種前))、② 塗沫処理(使用時期:は種前(浸種後))及び③「コーティング中又はコーティング後の種もみに塗沫処理」(使用時期:は種前(浸種後))とする。

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容

農薬登録申請書第8項「使用上の注意事項」に次の注意事項を追加し、以降の順番を繰り下げて同項を別紙2のとおりとする。

【追加注意事項】

- (5) 本剤を鉄コーティング時に塗沫処理する場合は、コンクリートミキサー又は回転式コーティング機を用いて種もみに処理すること。

鉄コーティングに使用する資材の量に応じて加水量を調整し、種もみを攪拌させながら均一に付着させること。

- (6) いぐさ栽培予定水田に、本剤を処理した種もみをは種しないこと。また、本剤を処理した稲苗を移植した水田ではいぐさを栽培しないこと。

農薬登録申請書第7項「適用病害虫の範囲及び使用方法」

【変更前】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	イソチアニルを含む農薬の総使用回数
稲 (箱育苗)	いもち病	原液	乾燥種もみ 1kg 当り原液 15～30mL	は種前 (浸種後)	1回	塗沫処理	3回以内 (移植時までの処理は 1回以内、 本田では 2回以内)
				は種前 (浸種前)		塗沫処理 (種子被覆 剤を加用)	
湛水直播 水稻		2倍	乾燥種もみ 1kg 当り原液 15～30mL (原液 150mL/10a まで)	は種前 (浸種後) (鉄コーテ ィング中)		塗沫処理	3回以内 (は種時ま での処理は 1回以内、 本田では 2回以内)
				は種前 (浸種後) (鉄コーテ ィング後)		吹き付け 処理	

【変更後】

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	イソチアニルを含む農薬の総使用回数
稲	いもち病	乾燥種もみ 1kg 当り 原液 15～30mL (原液 150mL/10a まで)	は種前 (浸種前)	1回	<u>塗沫処理 (種子被覆剤を 加用)</u>	<u>3回以内 (直播での は種時又は 移植時までの 処理は 1回以内、 本田では 2回以内)</u>
			は種前 (浸種後)		<u>塗沫処理</u> <u>コーティング中 又はコーティ ィング後の種もみに 塗沫処理</u>	

農薬登録申請書第 8 項「使用上の注意事項」

【変更前】

- (1) 使用前によく振ってから使用すること。
- (2) 本剤を誤って過剰に使用すると根の生育抑制が生じる場合があるので使用量を厳守すること。
- (3) 本剤を稲（箱育苗）の浸種後に使用する際は、軽く風乾させた鳩胸状態の催芽もみに所定量の原液を均一に付着させること。
- (4) 本剤を浸種前に使用する際は、所定量の原液に専用の種子被覆剤を加用して種もみに均一に付着させること。
- (5) 本剤で処理した種もみは食料や飼料として用いないこと。
- (6) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法等を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

【変更後】

- (1) 使用前によく振ってから使用すること。
- (2) 本剤を誤って過剰に使用すると根の生育抑制が生じる場合があるので使用量を厳守すること。
- (3) 本剤を浸種後に塗沫処理をする際は、軽く風乾させた鳩胸状態の催芽もみに所定量の原液を均一に付着させること。
- (4) 本剤を浸種前に使用する際は、所定量の原液に専用の種子被覆剤を加用して種もみに均一に付着させること。
- (5) 本剤を鉄コーティング時に塗沫処理する場合は、コンクリートミキサー又は回転式コーティング機を用いて種もみに処理すること。
鉄コーティングに使用する資材の量に応じて加水量を調整し、種もみを攪拌させながら均一に付着させること。
- (6) いぐさ栽培予定水田に、本剤を処理した種もみをは種しないこと。また、本剤を処理した稲苗を移植した水田ではいぐさを栽培しないこと。
- (7) 本剤で処理した種もみは食料や飼料として用いないこと。
- (8) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法等を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上